

## 講堂兼体育館使用方法に関する注意事項

平成 23 年 9 月 20 日 講堂兼体育館運営委員会承認

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
  2. 利用者は、許可された目的及び時間以外の使用を禁止する。
  3. 館内へ持ち込んだ器具・用具類、不要な物を放置してはならない。
  4. 火気の使用は原則として禁止する。
  5. 館内での飲酒、喫煙は禁止する。
  6. 競技場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。また給水の場合はフロアに水分がこぼれないよう十分注意すること。
  7. 競技場内は土足厳禁とする。運動の際は必ず体育館用シューズを着用すること。また体育館用シューズのまま屋外に出ないこと。
  8. 濡れたぞうきんや滑り止め等を利用する場合、直接床に置かないこと。
  9. 椅子等を使用する場合は、床面を傷つけないよう配慮すること。
  10. 競技場使用後は必ず清掃を行い、原則として原状復帰させること。
  11. 競技場を共同使用する場合は、特に事故防止に注意しなければならない。競技場の南北を別団体で利用する時は、原則として防球ネットをセットすること。
  12. 競技場内に器具を保管する場合は、スポーツ・健康科学教育研究センターの許可を受け、指定された場所に置くこと。
  13. 大会で使用する時は、原則として一ヶ月前までに申請書類をスポーツ・健康科学教育研究センターに提出すること。
  14. ロビー、クローク、応接室を利用する場合は、原則として一ヶ月前までに施設使用申請書をスポーツ・健康科学教育研究センターに申請すること。
  15. 競技場内にラインテープ等を引く場合は、管財部の許可を得ること。
  16. 防球ネットを取り外す場合は、申請書類に明記すること。
  17. 建物その他の場所に貼り紙等をしてはならない。スポーツ・健康科学教育研究センターに許可された掲示物については、所定の場所に掲示すること。
  18. 空調を利用する時は、管財部に申し出ること。
  19. 更衣は更衣室を利用すること。
  20. 更衣室は整理整頓につとめ、不要なものを放置しないこと。
  21. 貴重品は各自責任をもって管理すること。
  22. 倉庫を利用する場合は、スポーツ・健康科学教育研究センターの許可を受けること。
  23. 倉庫、便所等の共用の器具及び備品は大切に取り扱い、整理整頓につとめ、他に迷惑をかけるないように注意すること。
  24. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎むこと。
  25. 施設・設備品を破損した時は、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは管財部に届け出ること。
  26. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適当な行為はしないこと。
- 以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。